

新旧対照表

標津町アイヌ施策推進地域計画

令和元年9月20日認定（令和2年3月23日変更認定）

（下線部は変更部分）

変更後	変更前
アイヌ施策推進地域計画	アイヌ施策推進地域計画
1～5 （略）	1～5 （略）
<p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>（1）文化振興事業</p> <p>事業内容：4-1及び4-2と同じ</p> <p>事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）</p> <p>事業費：<u>43,655</u>千円</p> <p>（2）地域・産業振興事業</p> <p>事業内容：4-3と同じ</p> <p>事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）</p> <p>事業費：<u>177,021</u>千円</p> <p>（3）コミュニティ活動支援事業</p> <p>事業内容：4-4と同じ</p> <p>事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）</p> <p>事業費：67,686千円</p>	<p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>（1）文化振興事業</p> <p>事業内容：4-1及び4-2と同じ</p> <p>事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）</p> <p>事業費：<u>44,662</u>千円</p> <p>（2）地域・産業振興事業</p> <p>事業内容：4-3と同じ</p> <p>事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）</p> <p>事業費：<u>184,522</u>千円</p> <p>（3）コミュニティ活動支援事業</p> <p>事業内容：4-4と同じ</p> <p>事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）</p> <p>事業費：67,686千円</p>
7～10 （略）	7～10 （略）

アイヌ施策推進地域計画

1 計画の名称

標津町アイヌ施策推進地域計画

2 作成主体の名称

北海道標津町

3 計画の目標等

(1) 標津町におけるアイヌの歴史文化等

標津町の行政区域はかつてメナシと呼ばれ、江戸時代以前、当地に暮らしたメナシアイヌは、サケを暮らしの支えとしながら国境とは無縁の交易を行い、経済力の高い社会を築いていた。地域の名称も「シペツ（大きな川のある所）」や「シペオツ（鮭が多くいる所）」という説のある標津（シベツ）をはじめ、伊茶仁（イチャニ）、茶志骨（チャシコツ）、忠類（チュウルイ）、古多糠（コタヌカ）、薫別（クンベツ）、崎無異（サキムイ）等アイヌ語由来の集落が多く現存する。

しかし、江戸時代中期に起きたクナシリメナシの戦い以後、蝦夷地の内国化政策重点地域とされたメナシアイヌの暮らしは、時代ごとに変遷した政策により翻弄され続けた。幕末に当地を治めた会津藩は、国境地域の安定には、アイヌと和人が共に開拓に臨む社会の実現が必要と考え、アイヌ文化と和人文化の溝を埋める活動が推進された。

また、明治以降の当地の発展はサケ漁を中心とした水産業を軸に進められたため、元々サケ漁を行っていたメナシアイヌは漁業者の一翼を担う中で、他地域に先駆けて「和人文化との融和」「日本人化」が進み、地域固有の伝統的アイヌ文化は急速に失われていった。

これらの歴史的経緯を通じ、1972年に社団法人北海道アイヌ協会標津支部（2014年より「標津アイヌ協会」）が設立され、現在、標津町のアイヌ系住民は、標津アイヌ協会の会員としては80名（2019.5月現在）いるものの、アイヌをルーツに持ちながらも自ら「アイヌ民族」を表明しない人々や自覚しない人々（サイレントアイヌ）が大勢を占めることとなった。

近年、アイヌ文化の価値が社会的に再評価されるようになったことを受け、2009年には地元アイヌ協会の主催によるアイヌの伝統的先祖供養儀式「標津イチャルパ」が始まった。またこうした地道な取り組みが功を奏し、2019年には、これまでアイヌをルーツに持ちながらも、それを表明していなかった町内在住の方から、アイヌ文化にまつわる装飾品を、文化財として寄贈を受けるなど、アイヌ文化に対する地域住民の意識に変化が起りつつある。

しかし、アイヌ文化再興の取組みである標津イチャルパは、祭祀の派遣から事前事後の作業を含め、運営の多くに他地域のアイヌ民族の支援を受けており、更に、この支援の継続が困難になりつつある。将来に向け、供養や文化再興の取組を持続可能なものとするには、供養の方法や、文化再興の担い手育成を検討し、地域が自立的に取組を推進する仕組みづくりが必要である。

このことから、地域のアイヌ文化振興に向けては、地域の文化財に込められた歴史のストーリーを通じ、アイヌか否かを問わず、住民が地域のDNAとしてのアイヌ文化に愛着や誇り、アイデンティティーを感じる状態を生み出すことで、アイヌ、サイレントアイヌの人々が自らのルーツに誇りを持って生きられる社会を実現することが重要である。

※アイヌ関連団体（令和元年5月31日現在）

団体名	代表者	会員数	備考
標津アイヌ協会	会長	80名	・昭和47年4月に社団法人北海道アイヌ協会標津支部として設立 ・平成26年4月より標津アイヌ協会となる

※アイヌの文化歴史等と関係が深い水産業団体（令和元年5月31日現在）

団体名	代表者	事業所数	備考
標津漁業協同組合	代表理事組合長	1	・昭和24年8月設立
標津さけ定置漁業部会	会長	28カ統	・秋サケ漁を営む漁業者団体 ・部会員のうちアイヌ協会会員は16名
漁船漁業部会	会長	7漁船	・ホタテ漁を営む漁業者団体 ・部会員のうちアイヌ協会会員は17名

※アイヌ文化等関連施設

施設名	所在地	開設等年月
伊茶仁（イチャニ）生活館	標津町字伊茶仁38番地1	平成9年11月
茶志骨（チャシコツ）生活館	標津町字茶志骨13番地の1	昭和49年10月
忠類（チュウルイ）生活館	標津町字忠類50番地	昭和50年11月
標津（シベツ）生活館	標津町南6条西2丁目1番地1	昭和60年12月
標津町ポー川史跡自然公園	標津町字伊茶仁2784番地	昭和55年9月
標津サーモン科学館	標津町北1条西6丁目1-1-1	平成3年9月

※その他、計画に係る施設

施設名	所在地	開設等年月
標津町保健福祉センター	標津町北1条西5丁目6番1-2号	平成9年7月

※各生活館

アイヌか否かを問わず地域住民の寄り合いの場、町の説明会等の行事に利用されている。

※標津町ポー川史跡自然公園

- ・ほぼ一万年前から当地で営まれてきた先人の生活を、歴史民俗資料館や出土品等の歴史的文化財、周辺遺跡により見学、体感できる。
- ・現状で、当町におけるアイヌ歴史文化に関するビジターセンターとしての機能を持つ。

※標津サーモン科学館

- ・指定管理者制度により特定非営利活動法人サーモンサイエンスミュージアムが管理運営を代行している。
- ・アイヌの時代から現代に至るまで、なくては当町を語るこのできない存在である「サケ」について、歴史文化との関わりや生態などを学び、体感することのできる施設。
- ・水族館と博物館の機能を合わせ持ち、観光と教育、歴史文化の伝承の役割を担う。

※標津町保健福祉センター

- ・病院、特別養護老人ホームに隣接している町の機関。
- ・施設内に65歳以上の町民が無料で利用可能な「ひまわり温泉」があり、高齢者の寄り合いの場として活用されている。

(2) 標津町アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌの文化及び歴史の理解促進、産業振興、交流推進等に関する事業を実施することで、これまでに築かれてきた融和の歴史を保全するとともに、過去と未来の歴史文化を繋ぎ、更なる融和と地域振興を目指す。

(3) 数値目標

令和元年度を基準年度、令和3年度を中間目標、令和5年度を最終目標に設定する。

①事業： アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

KPI	出土品の同定数等				
設定値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	10点 /年間	20点 /年間	20点 /年間	20点 /年間	30点 /年間

②事業： アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

KPI	アイヌ文化教室の参加人数				
設定値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	延べ10人 /年間	延べ15人 /年間	延べ20人 /年間	延べ25人 /年間	延べ30人 /年間

③事業： 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

KPI	アイヌ文様ラッピング車輛の利用者数				
設定値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	27,000人 /年間	27,000人 /年間	27,000人 /年間	27,000人 /年間	27,000人 /年間

KPI	ポー川史跡自然公園の来場者数				
設定値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5,000人 /年間	5,000人 /年間	5,000人 /年間	5,000人 /年間	5,000人 /年間

KPI	サーモン科学館の来場者数				
設定値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	50,000人 /年間	50,000人 /年間	50,000人 /年間	50,000人 /年間	50,000人 /年間

④事業： 地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業

KPI	アイヌ生活館の利用者数（標津・伊茶仁、忠類、茶志骨の4地区生活館）				
目標値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1,000人 /年間	1,010人 /年間	1,020人 /年間	1,030人 /年間	1,040人 /年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■遺跡群学術調査及び文化財保存活用等検討事業

- ・文化財の保存及び活用等を検討し、標津遺跡群の価値を高めると共にアイヌ文化への理解を深めるため、地域計画検討部会、史跡保存活用検討部会、天然記念物活用検討部会の各種会議の開催、技術指導アドバイザー招聘、委員による先進地視察等を実施する。
- ・出土品等の産地同定や年代測定等を行い、歴史文化財及び観光資源としての高付加価値化、公開展示品数の増加を目指す。
- ・歴史文化の振興のみならず、観光産業や水産業振興等への効果的な活用の研究にも資するものと考えられる。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ文化理解促進関係事業

- ・アイヌ文化と歴史的に関わりのある縄文時代をテーマとしたイベント等の開催やアイヌをテーマにした公演等を主催し、アイヌ文化及び関連施策への理解促進を図る。
- ・伝統的アイヌ文様刺繍等のアイヌ文化教室の開催により、アイヌ文化への理解促進を図るとともに、将来的にアイヌ装束等のレプリカ制作を担える人材育成を推進する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文様ラッピングバス整備事業

- ・当地域は交通手段が限定的で脆弱であることから、町が所有する4台のバスに加え新規に30人乗り程度のマイクロバスを1台整備し、全ての車輛にアイヌ文様のラッピングを施して運行することで、生活交通基盤の確保、強化を図るとともに、日常的にアイヌ文様や車内に設置する予定のPRパンフ等により、アイヌ文化への理解促進、普及振興を図る。

■アイヌ文様ラッピングワゴン整備事業

- ・当地域は交通手段が限定的で脆弱であることから、新規に10人乗り程度のワゴン車輛を整備し、アイヌ文様のラッピングを施して運行することで生活交通基盤の確保、強化を図

るとともに、日常的にアイヌ文様や車内に設置する予定のPRパンフ等により、アイヌ文化への理解促進、普及振興を図る。

■アイヌ文様ラッピング車輛総合交通事業

- ・当地域は交通手段が限定的で脆弱であることから、町が所有する4台のバスに加え新規に30人乗り程度のマイクロバスを1台と、新規に10人乗り程度のワゴン車輛を1台を整備し、これらの車輛にアイヌ文様のラッピングを施して総合交通事業を運営する。当事業により、住民の生活の利便性向上を図るとともに、日頃からアイヌ文化に触れることでアイヌの歴史文化の理解促進、普及振興を図る。
- ・アイヌラッピングバスは、主に地域住民の生活の足となる町内デマンド運行や学生の足となるスクールバス、町内外行事等への参加に利用できる貸切運行を町内のバス事業者へ業務委託することで交通基盤を強化し、コミュニティ活動の安定化、活性化を図るとともに、日常的にアイヌ文様や車内に設置する予定のPRパンフ等により、アイヌ文化への理解促進、普及振興を図る。
- ・アイヌラッピングワゴンは、主に地域住民の生活の足となる町内デマンド運行や学生の足となるスクールバス等の生活交通デマンド運行を町内ハイヤー事業者へ委託することで生活交通基盤の確保、強化を図り、また、学術調査やアイヌ文化教室等、観光や遺跡調査等に活用するとともに、日常的にアイヌ文様や車内に設置する予定のPRパンフ等により、アイヌ文化への理解促進、普及振興を図る。

■アイヌ文化観光ルート及びメニュー構築事業

- ・アイヌ文化にまつわる観光ルートの構築のため、ブランドコンセプトブックやプロモーション素材の整備、観光動向調査、プロモーション戦略策定等を実施する。
- ・モニターツアーを実施し、観光メニューの構築を目指す。
- ・周遊ツールの整備(WE B、マップ等)。

■アイヌ文化財展示用レプリカ等制作活用事業

- ・当町におけるアイヌ文化ストーリーコンセプトの核となる文化財である「標津番屋屏風」等の高精細レプリカ制作し、活用する。
- ・観光ツアー参加者や観光施設入館者へのレンタル可能なアイヌ装束や生活用品等のレプリカを制作し、臨場感の高揚や写真映え等による情報発信の促進を図る。

■観光施設等整備事業

- ・文化財保存活用等検討事業の検討結果により精査することとなるが、サーモン科学館を改修し、当町におけるアイヌ文化推進のコンセプトとなる「鮭の聖地とアイヌの歴史」コーナーを整備する。
- ・史跡をCG等のデジタルコンテンツで復元し公開するシステム作り。
- ・英語音声埋め込み式野外解説表示、翻訳機×4個を整備する。
- ・アイヌの歴史文化普及や地域の賑わいづくりに寄与する大型テント等のイベント物品の整備を検討する。

■水産振興事業

- ・本町において多くのアイヌの人々が生業としてきた水産業の振興を図るため、安定的な水産資源量の確保やブランド化等の推進に関する調査など関連事業を検討する。

■PR用資材整備活用事業

- ・ポスターやパンフレット、その他の啓発グッズなどPR資材を制作し、関係施設やアイヌ文様車輛への設置、日常的に多くの方の目に触れるような活用方法を検討し、アイヌの人々のシビックプライド醸成を図る。
- ・当町のアイヌ文化推進プロジェクトのコンセプトを伝える「鮭の聖地とアイヌの歴史」物語の短編動画制作、ポー川史跡自然公園、サーモン科学館等での公開を行う。

4-4 地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業

■茶志骨（チャシコツ）生活館建替え事業

- ・地域住民の寄り合いの場として利用されている茶志骨生活館は、昭和49年の建設と当町で最も古く、老朽化が進行している。
- ・建替えによる利便性向上及びアイヌ文化教室等による利用促進を図る。

5 計画期間

標津町アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：43,655千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：177,021千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：67,686千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■4-1に記載する事業は、本町において顕在的又は潜在的に存在する文化財の付加価値化や新たな掘り起こし、伝統的儀式の実施等により、アイヌ文化の歴史的認識の深化並びに保存、継承に寄与するものである。

■4-2に記載する事業は、本町におけるアイヌ文化の発信や、アイヌ文化を体験することによる伝統の継承、理解促進を図るものであり、アイヌ文化と現代文化の更なる融和と共生社会の実現に寄与するものである。

■4-3に記載する事業は、水産業や観光産業の振興によりアイヌの歴史文化への敬意と

社会的・経済的地位の向上を図り、アイヌの人々が誇りを持って暮らせる共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、地域住民のコミュニティ活動の場の整備、生活交通等の整備により、アイヌ関連の活動の活性化、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という）の関与の可能性(第2号基準)

4の事業については、必要な業務を、コンサルティング会社、町内の観光協会や漁業協同組合等の産業団体、民間交通会社への委託を検討しているが、反社会的勢力等の関与はない。

また、想定する検討委員会の委員等にも反社会勢力の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、町において妥当性を勘案し事業者選定を行っている。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、想定している関係事業者等から聞き取りを踏まえて作成している。

■ 地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々等の地域住民から意見を聞いている。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIである出土品の同定数等（公開可能な文化財等資源の増加）、アイヌ文化教室の参加人数、ポー川史跡自然公園及びサーモン科学館の来場者数、アイヌ文様ラッピング車輛の利用者数等について、実績値を公表する。

また、文化財保存活用等検討委員会等により目標の達成状況等計画の検証を行い、事業の効果的な実施を目指す。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

評価種別	時期	概要
毎年度評価	毎年10月頃	主として、事業計画の評価点検を行う
中間評価	令和3年10月頃	主として、地域計画の中間評価点検を行う
最終評価	令和6年7月頃	計画期間（R6.3月末）を満了し、当該事業年度に係る出納閉鎖後に計画全体の評価を行う

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ホームページにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

※実施予定なし

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期

間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
※実施予定なし